

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年四月二十一日第八四一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年九月一日建第七二三八号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字中二七二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎五九六番地ノ六

公文レジン工業株式会社 代表取締役 松原秀光

一 許可番号

平成二十年十月九日第八二一一〇二号

平成二十一年八月三十一日奈良県指令建第八二一一〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年九月三日建第七二三九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年九月三日建第四四八一号

三 開発区域に含まれる地域

生駒市俵口町六五一番地ノ四、六五一番地ノ五、六五一番地ノ六、六五一番地ノ九、
六五一番地ノ一〇、六五一番地ノ一一、六五一番地ノ一二、六五一番地ノ一三、六五
一番地ノ一四、六五一番地ノ一五、六五一番地ノ一六、六五一番地ノ一七、六五一
番地ノ一八、六五一番地ノ一九、六七〇番地ノ一、六七〇番地ノ二、六七〇番地ノ三、
六七〇番地ノ四、六七〇番地ノ五、六七〇番地ノ六、六七〇番地ノ七、六七〇番地ノ八、
二三四九番地ノ一、二三四九番地ノ二、二三五〇番地ノ一、二三五〇番地ノ二、
二三五〇番地ノ三、二三五〇番地ノ四及び二三五〇番地ノ五

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市六条町一―三番地ノ四 株式会社栗見住宅 代表取締役 古川好男

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市俵口町六五一番地ノ四、六五一番地ノ五、六五一番地ノ六、六五一
番地ノ一九、六七〇番地ノ一、二三四九番地ノ一、二三五〇番地ノ一及び一三五〇番地
ノ四

下水道 生駒市俵口町六五一番地ノ四、六五一番地ノ六、六五一番地ノ一九、六七
〇番地ノ一、二三四九番地ノ一、二三五〇番地ノ一及び一三五〇番地ノ四の各一部